

陶磁器等海外市場開拓支援事業（欧州）仕様書

1. 委託事業名

陶磁器等海外市場開拓支援事業（欧州）

2. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

3. 目的

伊万里・有田焼を始めとした陶磁器は佐賀県が日本国内のみならず世界に誇る伝統的工芸品である。また、本県の大きな産業の一つであるため、国内の市場開拓に加え、海外への市場開拓にも積極的に取り組んできた。

今後、日本政府による欧州への伝統工芸品の販路拡大が本格化することから、この機を逃さず、陶磁器をはじめとした佐賀県の伝統的地場産品関係事業者の輸出を支援し、欧州への販路開拓を進めていく。その第一歩として、欧州市場へのリサーチをはじめとしたマーケティング活動を行うもの。

4. 委託業務の内容

以下の（1）及び（2）を実施することとし、業務を遂行するにあたっての事前取材、調査、調整等も含むものとする。また、以下に定めるもののほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

（1）販路開拓戦略策定支援業務

- ア 佐賀県の伝統的地場産品の状況を踏まえ、欧州市場で販路開拓に相応しい国、1か国を選定すること。
- イ 佐賀県内の伝統的地場産品関係事業者で上記アで選定した国への輸出に意欲的な事業者を5社以上選定（以下、事業者とする。）すること。
- ウ 各事業者に合わせて、上記アで選定した国のマーケティング戦略を策定すること。
- エ 各事業者が策定した戦略に沿って、可能性のある販売店等へ各事業者3社以上訴求すること。
- オ 輸出が決まった場合は輸送に係るアドバイスを事業者適切に行い、納品までのフォローを行うこと。
- カ 上記アで選定した国のトレンド情報や人気アイテム等、新商品開発につながるアイデアを提供すること。

(2) 上記以外の業務

- ア 業務全体のスケジュール、進行管理を行うこと。
- イ その他、実施に係る業務全般

5. 成果物等

以下の成果物をデータ及び紙ベースで1部納品するものとする。

- ・実績報告書
- ・訴求した販売店情報、各事業者策定した戦略内容、成約件数や内容等
- ・4で作成した制作物等

6. 代金の支払方法

前金払・完了払

7. 予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8. その他

- (1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- (2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (4) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護法」を遵守すること。

と。

- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 新型コロナウイルスおよび天災等の影響で、「4. 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。